

讓位出權臣意

いまはとておりぬる雲のまぐるれば心のうちぞかきくらしける

〔小右記〕長和四年十月二日己卯、資平云、主上○三密々被仰云、日來左大臣○藤原道長頻責催讓位事、大

奇事也、又云、當時宮達不可立東宮、依不可堪其器、故院○一三宮○後朱雀足爲東宮者、於吾前所定如此、

左右思慮何爲、至今讓位事都思留了、○中十一月十八日甲子、○中資平密語云、今朝左府被責申

御讓位事、而唯今不閑思定、可左右之由有仰事、是今朝所被仰也、

〔日本紀略十二三條〕長和五年正月廿九日甲戌、天皇於枇杷策讓位於皇太子、○後一條天皇春秋卅一、在位五

年、太子年九、令左大臣藤原朝臣○道長攝行政事、如忠仁公○藤原良房故事、

○按ズルニ、小右記ノ文ニヨレバ、三條天皇ノ御讓位ハ權臣ノ意ニ出タル如クナレドモ、榮花

物語等ニハ、災異ト疾病トヲ以テ御讓位アリシ如ク記セリ、ナホ災異讓位ノ條ヲ參看スベシ、

〔神皇正統記龜山〕後嵯峨かくれさせ給ひてのち、兄弟○後深草龜山の御あはひに、あらそはせたまふ事

ありければ、關東より母儀大宮院○後嵯峨にたづね申けるに、先院○後嵯峨の御素意は、當今にましま

すよしを仰つかはされければ、事さだまりて禁中にて政務せさせ給ふ、天下を治め給ふ事十五

年、太子にゆづりて尊號れいのごとし、

〔皇年代略記龜山〕正元元年十一月廿六日甲午、受禪十一

〔伏見院御記〕弘安十年十月廿一日戊寅、今日讓位○後宇多也、去十二日自關東依申也、

〔増鏡十老の波〕弘安も十年になりぬ、この御門○後宇多位につき給て、十三年ばかりになりぬらん、本院

○後深草まぢどほにおぼさるらん、いとをしくおしはかりたてまつるにや、例の東より奏する事あ

るべし、新院○龜山の御かたざまには、心ぼそうきこしめしなやむべし、○中よろづあかずおぼさ

る、ほどなれど、そのどしの十月におりぬさせ給、もとのうへは、廿一にぞならせ給ける、御本上

もいどうるはしく、のどめたるさまにおぼして、すぐよかに、御才もかしこうめでたうおはしま